

令和6年度 給与所得等に係る 市民税・県民税・森林環境税

特 別 徴 収 の 手 引

【横須賀市からのお願い】 **eLTAX** での電子納税をお願いいたします。
 【特別徴収の納付フロー】 <https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>



市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴事業所を令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることとなりました。つきましては、本書をご確認いただき、徴収事務を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○書類のご確認

次の3種類の書類が送付されているかご確認ください。

1 令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

※eLTAX から給与支払報告書を作成・提出する際に、「特別徴収義務者用の受取方法」について「正本の電子データをeLTAX で受け取る」を選択した場合、この通知書はeLTAX を通して送信し、紙では送付しません。

2 令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

※納税義務者用の通知書は、個人情報にご配慮の上、はがさず各納税義務者にすみやかに配付してください。

※eLTAX から給与支払報告書を作成・提出する際に、「納税義務者用の受取方法」について「電子データをeLTAX で受け取る」を選択した場合、この通知書はeLTAX を通して送信し、紙では送付しません。

3 納入書（領収証書、納入書、納入済通知書が一連の書式となったもの）

※給与支払報告書（総括表）を作成・提出する際に、「納入書の送付」について「不要」を選択した場合、納入書（紙）は送付しません。

○納税義務者のご確認

上記1の通知書に記載されている納税義務者について、特別徴収できるか必ず確認してください。

退職・転職等により特別徴収できない納税義務者が記載されている場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をeLTAXまたは書面で市民税課へ提出してください。

給与支払報告書で普通徴収を希望していても、普通徴収とする理由が明らかでない場合には特別徴収として通知している場合があります。特別徴収の対象者を普通徴収とするには、「異動の事由」欄で理由を明らかにした上で、給与所得者異動届出書の提出が必要です。

給与所得者異動届出書などの様式は、本市ホームページの『便利な手続き』から、『申請書ダウンロード』>『「税務部市民税課」の書式』よりダウンロードできます。また、一部の様式は本書巻末にもありますので、複写してご利用ください。

○納める方法・ところ

イルタックス eLTAX での電子納税	令和5年度をもって特別徴収の窓口納付を廃止する銀行があります。 今後は、eLTAX での電子納税をお願いいたします。 （よくあるご質問） https://eltax.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/789/	
-------------------------------	---	--

<その他の納付方法>

・ゆうちょ銀行（郵便局） 神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

※納期限を過ぎますと横須賀市外のゆうちょ銀行（郵便局）では納入できない場合があります。
 ※上記以外の地域のゆうちょ銀行（郵便局）については、第1回目の納入（納期限前）の際に、貴社（所）が利用するゆうちょ銀行（郵便局）へ、本書巻末の「指定通知書」をご提出ください。既に提出している場合は不要です。

・その他の銀行 横浜銀行 スルガ銀行 リソナ銀行 神奈川銀行

・信用金庫・労働金庫 湘南信用金庫 かながわ信用金庫 中央労働金庫

・信用組合・協同組合 横浜幸銀信用組合 ハナ信用組合 よこすか葉山農業協同組合

・横須賀市役所 本庁（会計課） 各行政センター 市民サービスセンター（役所屋）各店

※上記以外の金融機関では取扱手数料が掛かる場合があります。また、対象金融機関は変更される場合があります。

○お問合せ先（お問い合わせの際には特別徴収義務者指定番号をお知らせください。）

〒238-8550 横須賀市小川町11番地 横須賀市 税務部 市民税課 電話 046-822-8191・8192（直通）

個人番号の取扱いについて

「番号法」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

※個人番号は電子の通知にのみ記載しています。

1 個人番号の利用目的について

特別徴収税額通知によって取得した個人番号は、特別徴収に係る事務に限り利用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）に利用することはできません。

※番号法第9条第4項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は第二項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 個人番号の収集について

特別徴収税額通知により個人番号を取得した場合でも、特別徴収義務者は納税義務者の個人番号を収集する責務はなくなりませんので、本人から個人番号の収集ができていない従業員については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

特別徴収事務の概要

1 特別徴収とは

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、給与支払者が納税義務者である従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から税額を差し引いて、市へ納入する制度です。

2 特別徴収義務者の指定

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者のうち、納税義務者に対し4月1日現在において給与の支払をしている者を、特別徴収義務者に指定します。なお、2か所以上の給与支払者から給与の支払を受けている人については、前年の実績などから特別徴収義務者を指定します。

3 納付額の徴収

「令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の各月の納付額が算出されていますので、6月分の納付額は6月に支払う給与から、また、7月分以降の納付額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から、順次徴収してください。

4 納付額の納入

各納税義務者から徴収した各月の納付額の合計額を、eLTAX での電子納税または同封の当該月分納入書を使用し、徴収した月の翌月10日までに取扱金融機関等で納入してください。なお、10日が金融機関の休業日（土曜日、日曜日、国民の祝日等）の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります（下表参照）。

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
期限	令和6年 7/10	8/13	9/10	10/10	11/11	12/10	令和7年 1/10	2/10	3/10	4/10	5/12	6/10

【eLTAX（エルタックス）での電子納税をお願いします】

特別徴収税額の納入は、eLTAX での電子納税をお願いします。自宅や職場のパソコンから、全国の地方公共団体へ一括して納税することができます。金融機関等の窓口へ出掛ける必要がなく、納入書を使用しないため、税額変更の際の手書き訂正が不要となるなどの利点があります。地方税共同機構のホームページでは特別徴収の納付フローも公開しています。 <https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/tokucho-flowchart/>



5 特別徴収税額の変更

納税義務者が就職・転勤・休職・退職された旨の届出があった場合や、税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、記載された各月の納付額によって徴収し納入してください。

納入書は4ページ中段以降の記入例を参照し、金額を訂正して使用してください。

※既に徴収済の各月の税額が減額となった場合には、過納額を市から各納税義務者（本人）へ還付、充当又は委託納付いたします。

6 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時10人未満の事業所は、申請によって市長の承認を得た場合、徴収した税額を年2回の納期（11月分と5月分）で納入することもできます。「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」が必要な事業所は、本市ホームページからダウンロードするか、市民税課あてに請求してください。

7 納期限までに特別徴収税額を納入しなかった場合

(1) 延滞金について

納期限までに税額2,000円以上の税金を完納しないときは、納期限の翌日から税金を完納した日までの日数に応じて、税額（1,000円未満の端数があるときは切捨てます。）に、下表の期間区分に応じた割合を乗じて計算した延滞金を納めていただきます。

期 間	令和6年1月1日から 12月31日まで	令和7年1月1日以後
納期限の翌日から1月を経過する日まで	年 2.4%	年 7.3%又は延滞金特例基準割合(*)+1%のいずれか低い割合
納期限の翌日から1月を経過した日以後	年 8.7%	年 14.6%又は延滞金特例基準割合(*)+7.3%のいずれか低い割合

*平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合

(注) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切捨てます。

(2) 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、その督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

※特別徴収義務者は、地方税法第321条の5の規定により、特別徴収税額を徴収し、納入する義務があります。

納入書の取扱いについて

eLTAXでの電子納税をご利用の場合、納入書は不要です。

本市では、納入書をOCR（機械による数字読み取り）により処理しています。納入書の取扱いについては、次の点に十分ご配慮くださいますようお願いいたします。納入の際は当該月の納入書であることを確認してください。

なお、年度の途中で税額に変更があった場合でも、納入書は新たに送付しませんので、当初送付した納入書の内容を訂正して使用してください。

【ご注意】 納入書は特別徴収義務者（事業者・事業主）用ですので、納税義務者（従業員）に渡さないでください。

1 納入書の訂正方法（訂正のないときは、何も記入しないでください。）

(1) 納入金額に変更があるとき

納入書の「納入金額(1)」欄の税額を横線一本で抹消し（訂正印不要）、「給与分」欄と「合計額」欄に納入すべき税額の合計を記入してください。

(2) 予備の納入書を使用するとき

記入誤りや延滞金のみ、退職所得に係る税額のみを納入する場合に使用します。「納入金額(2)」の該当する欄に納入金額を記入し、それらの合計額を「合計額」欄に記入してください。また、所定の箇所に徴収年、徴収月及び納期限を記入してください。

(3) 退職所得分を併せて納入するとき

退職所得に係る税額と給与所得等に係る税額の両方を納入する場合は、納入書の「退職所得分」欄に退職所得に係る納入金額を記入し、「納入金額(1)」欄を横線一本で抹消（訂正印不要）。「給与分」欄に別途記載、「給与分」欄と「退職所得分」欄との合計額を「合計額」欄に記入してください。裏面の納入申告書には必ず所要事項を記入してください。

2 納入書記入上の留意点

- (1) 黒のボールペンで記入してください。
- (2) 納入書は折ったり、汚したりしないでください。
- (3) 数字を記入する際は、枠から出ないように中央に記入し、文字は続けて書かないでください。
- (4) 納入金額を記入する際は、当該欄に「¥」記号を記入しないでください。
- (5) 使用しない欄に斜線等を記入しないでください。

その他、納入書の書き方等に不備がありますと、機械読み取りに支障が生じますので、次の記入例をよくご覧ください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
1 4 2 0 1 8	00230-0-960197	横須賀市会計管理者
令和6年 7月分	指 定 番 号 7 * * * * *	納入金額(1) 円 4 2,3 0 0
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と	給与分 (一括徴収 分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 5 4 0 0 0

(金額修正の例)

横線一本で抹消、訂正印を押印しない

(記入文字の例)

「¥」を付けずに、はっきりと

納入書の訂正方法 記入例

(訂正のないときは、何も記入しないでください)

(1) 納入金額に変更があるとき

指 定 番 号	納入金額(1) 円
7 * * * * *	4 2,3 0 0
令和6年 7月分	給与分 (一括徴収 分を含む)
5 4 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円
8月13日	合計額
5 4 0 0 0	

納入金額(1)欄を
横線一本で抹消
(訂正印を押印しない)

納入金額(2)欄の
「給与分」欄、
「合計額」欄を記入

(2) 予備の納入書を使用するとき

指 定 番 号	納入金額(1) 円
7 * * * * *	★★★★★★★
令和6年 7月分	給与分 (一括徴収 分を含む)
7 9 0 3 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円
令和6年 8月13日	合計額
7 9 0 3 0 0	

徴収年、徴収月、
納期限を記入

納入金額(2)欄の
「給与分」欄等を記入

(3) 退職所得分を併せて納入するとき(裏面も記入します。)

表面記入例

指 定 番 号	納入金額(1) 円
7 * * * * *	4 2,3 0 0
令和6年 8月13日	給与分 (一括徴収 分を含む)
4 2 3 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円
9 0 3 0 0	退職所得分
合計額	
1 3 2 6 0 0	

納入金額(1)を
横線一本で抹消
(訂正印を押印しない)

納入金額(2)欄の
「給与分」欄、
「退職所得分」欄、
「合計額」欄を記入

個人事業主は
記入しない

裏面記入例

退職所得に係る 市民税 納入 申告書	
(あて先) 横須賀市長	
令和6年 8月13日 提出	令和6年 7月分 人員 2人
退職手当等支払金額	3 6 0 8 0 0 0
特別徴収	市 民 税 5 4 2 0 0
税 額	県 民 税 3 6 1 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は 所在地 氏名又は 名称 法人番号	(受付印)

人員が複数の場合は
合計額を記入

裏面は、退職所得に係る市・県民税を納入する際に使用します。退職手当等の支払があった月にのみ記入してください。

特別徴収した年月、退職手当等を支払った人数、退職手当等の支払金額のほか、市・県民税についてそれぞれ算出された特別徴収税額を記入してください(算出方法は7、8ページをご覧ください。)

なお、複数の人員から退職所得に係る市・県民税を徴収した場合は合計額を記入してください。また、前年以前に退職金を受け取ったことがある又は同一年中に2か所以上から退職金を受け取るとき等は退職所得控除の計算が異なる場合があります。この場合は、所管の税務署に確認の上、市・県民税の計算については市民税課へお問い合わせください。

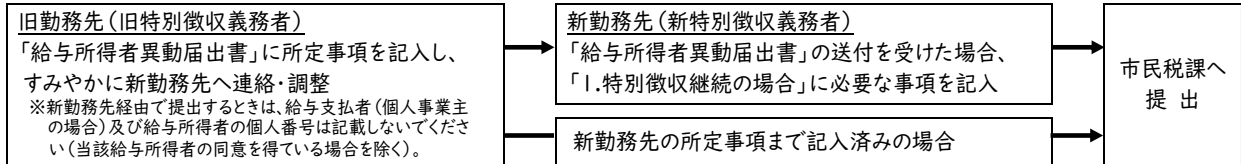
※法人番号を持たない個人事業主の方は、金融機関に提出する納入申告書に個人番号を記載しないでください。

退職等により特別徴収ができなくなった場合

納税義務者が退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、特別徴収義務者が翌月の10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市長あてに提出しなければなりません。未徴収税額の徴収方法は、異動事由が生じた日等により、次のようになります。

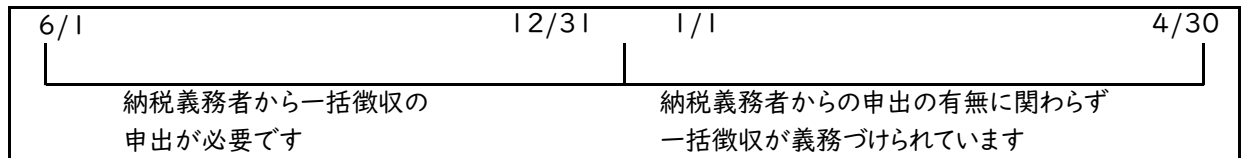
1 転勤等による特別徴収の継続

納税義務者が転勤・退職した後、新たな勤務先で引き続き特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があった場合は、特別徴収を継続することができます。



2 退職手当等からの一括徴収

未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合は、異動月日により、下図のようになります。



3 普通徴収への切替え

前記1及び2以外の場合の未徴収税額は、普通徴収の方法により納付していただくことになります。

新たな通知書を納税義務者あてに送付しますので、特別徴収義務者用の納入書を納税義務者に渡さないでください。

異動届出書記入例

1 転勤等による特別徴収の継続の場合

横須賀市長 令和6年10月7日提出		給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 〒238-0004 横須賀市小川町11番地	特別徴収義務者 指定番号 7*****	★市町村ごとに異なります
フリガナ カ) マルマルマル		氏名又は名称 (株) ○○○○	担連 当格 者先	所属 氏名 電話	経理係 住民税 花子 046-822-△△△ 内線()
フリガナ 氏名 市役所 一郎	シャクショ イナロウ 昭和 48 年 5 月 8 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 65,300	(イ) 徴収済額 6 月分 9 月分 22,100	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分 5 月分 43,200	異動の事由 R6 年 2 月 9 月 30 日 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由
個人番号 A1	受給者番号 横須賀市日の出町5-1	異動後の住所 同上	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付) ☐ 再雇用予定につき新年度を特別徴収にする場合にはチェックしてください。		

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 5,400 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
特別徴収義務者 指定番号 254-0077	法人番号 *****	受給者番号 B1
所在地 平塚市東中原1-1-1	担当者 氏名 小川 町子	納入書の要 (新規の場合) 1 必要 2 不要
フリガナ カ) マルマルマル	氏名 (株) ○○○○ 平塚支店	

以前に特別徴収の対象者がいた場合など、横須賀市での指定番号がある場合は、必ず記入してください。
横須賀市で初めて特別徴収対象者が生じた場合など、指定番号がない場合は新規にマルを記入してください。

eLTAXで給与支払報告書を提出し、納税義務者用の税額通知の受取を電子データで希望された場合は、必ず記入してください。

2 退職手当等からの一括徴収の場合

横須賀市長		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒 238-0004 横須賀市小川町 1 1 番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		7 * * * * * * * *		★市町村ごと に異なります	
令和 6 年 9 月 10 日提出			フリガナ	カ) マルマルマルマル										宛 名 番 号		2			
			氏名又は名称	(株) ○○○○										担 連		所 属		経理係	
			個人番号 又は法人番号	* * * * * * * * * * * * * * * *										当 絡		氏 名		住民税 花子	
			* * * * * * * * * * * * * * * *										者 先		電 話		0 4 6 - 8 2 2 - △ △ △ △ 内線()		
給 与 所 得 者	フリガナ	シヤクショ	ジロウ	(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名	市役所 次郎		(旧姓)		特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	生 年 月 日	昭和 50 年 5 月 13 日						6 月から 8 月まで		9 月から 5 月まで		R6 年 9 月		1 退 職 職 勤 2. 転 職 職 勤 3. 休 職 職 勤 4. 死 亡 職 勤 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他		2 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)			
	個人 番号	* * * * * * * * * * * * * * * *				87,400		22,600		64,800		10 日		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入			
	受給者番号	A2												事由・理由		再雇用予定につき新年度 を特別徴収にする場合に はチェックしてください。			
1 月 1 日 現在の住所	横須賀市深田台 1 9 9 9																		
異 動 後 の 住 所	同上																		
1. 特別徴収継続の場合																			
新 しい 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	所在地	〒										受 給 者 番 号							
	フリガナ											納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)							
	氏名又は名称											1. 必要 2. 不要							
2. 一括徴収の場合																			
理 由	1	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴 収 予 定 日 月 日		徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)		左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
	右から 番号を 記入											9 月 30 日		64,800 円					
3. 普通徴収の場合																			
理 由	1	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄		年度 □ 資 登 入 力 検 証		年度 □ 資 登 入 力 検 証			
	右から 番号を 記入													□ 両年度コピー済 □ 年度処理不要					

3 普通徴収への切替えの場合①…退職・休職などの場合

横須賀市長		給 与 支 払 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	所在地	〒 238-0004 横須賀市小川町 1 1 番地										特別徴収義務者 指 定 番 号		7 * * * * * * * *		★市町村ごと に異なります	
令和 6 年 11 月 26 日提出			フリガナ	カ) マルマルマルマル										宛 名 番 号		3			
			氏名又は名称	(株) ○○○○										担 連		所 属		経理係	
			個人番号 又は法人番号	* * * * * * * * * * * * * * * *										当 絡		氏 名		住民税 花子	
			* * * * * * * * * * * * * * * *										者 先		電 話		0 4 6 - 8 2 2 - △ △ △ △ 内線()		
給 与 所 得 者	フリガナ	シヤクショ	ミツコ	(ア)		(イ)		(ウ)		異 動		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名	市役所 三子		(旧姓)		特別徴収税額 (年 税 額)		徴収済額		未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	生 年 月 日	昭和 55 年 1 月 14 日						6 月から 11 月まで		12 月から 5 月まで		R6 年 11 月		1 退 職 職 勤 2. 転 職 職 勤 3. 休 職 職 勤 4. 死 亡 職 勤 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 6. 合 併 ・ 解 散 7. そ の 他		3 1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)			
	個人 番号	* * * * * * * * * * * * * * * *				26,800		13,600		13,200		15 日		右から 番号を 記入		右から 番号を 記入			
	受給者番号	A3												事由・理由		再雇用予定につき新年度 を特別徴収にする場合に はチェックしてください。			
1 月 1 日 現在の住所	横須賀市本町 5 - 1																		
異 動 後 の 住 所	同上																		
1. 特別徴収継続の場合																			
新 しい 勤 務 先 (特 別 徴 収 義 務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。							
	所在地	〒										受 給 者 番 号							
	フリガナ											納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)							
	氏名又は名称											1. 必要 2. 不要							
2. 一括徴収の場合																			
理 由	1	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴 収 予 定 日 月 日		徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)		左記の一括徴収した税額は、 ____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。			
	右から 番号を 記入											月 日		円					
3. 普通徴収の場合																			
理 由	1	1. 異動が令和 6 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄		年度 □ 資 登 入 力 検 証		年度 □ 資 登 入 力 検 証			
	右から 番号を 記入													□ 両年度コピー済 □ 年度処理不要					

※異動月日が1月1日から4月30日までの場合は、一括徴収が義務づけられています。
ただし、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下である場合は、普通徴収とすることが
ができます。

※異動月日が上記の期間外であっても、異動後の住所が国外であることが見込まれる納税者に対しては、一括徴収の申出
についての呼びかけや、納税管理人の届出を市役所に提出するよう促すなどのご協力をお願いいたします。

3 普通徴収への切替えの場合②…その他（特別徴収不可）の場合

※「神奈川県統一基準」により普通徴収が認められる理由に該当する場合

異動の事由

7

1. 退職
2. 転勤
3. 退職・長欠
4. 死亡
5. 支払少額・不定期
6. 合併・解散
7. その他

右から番号を記入

事由・理由

普A 総従業員数が2人以下

異動後の未徴収税額の徴収方法

3

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収（本人納付）

右から番号を記入

☐ 再雇用予定につき新年度を特別徴収にする場合にはチェックしてください。

【個人住民税の特別徴収の完全実施について】

神奈川県及び県内全市町村では、法令の適正運用や納税者の利便性向上などの観点から平成28年度以降、個人住民税の特別徴収を推進する取組を行っています。ただし、「神奈川県統一基準」（下表参照）に該当する場合、当面の間、申請により普通徴収が認められます。

符号	普通徴収切替理由	符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数)	普D	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
普B	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)	普E	事業専従者 (個人事業主のみ対象)
普C	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)	普F	退職者、退職予定者(5月末日まで)及び休職者

納税義務者を年度の途中で普通徴収から特別徴収に切替える場合

年度の途中で就職した納税義務者が、普通徴収の方法で納めた税額の残りを特別徴収とすることを希望した場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」を市民税課へ提出してください。納期限が到来していない税額について、特別徴収の方法により納めることができます。

※納期限を過ぎた普通徴収分については、特別徴収への切替えはできません。

※納税義務者が口座振替を利用している場合は、納期限の20日前までに「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。提出が遅れますと、口座振替の停止が間に合わない場合があります。

※65歳以上の人は、年税額のうち年金所得に係る税額については、給与からの特別徴収に切替えることはできません。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収 ※森林環境税は課税されません。

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市・県民税は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら税額を計算し、退職手当等の支払の際に差し引いて市へ納入していただく必要がありますので、以下のとおり、お取扱ください。

1 納税義務者

納税義務者は、退職手当等の支払を受ける人です。

2 課税市区町村

納入先の市区町村は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に納税義務者が居住する市区町村です。徴収した税額は、徴収した月の翌月の10日までに納入してください。なお、10日が金融機関の休業日（土曜日、日曜日、国民の祝日等）の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります。納入書及び納入申告書の作成は、4ページの記入例をご覧ください。

3 課税されない人

- (1) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人
- (3) 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

なお、死亡により支払われる退職手当等は相続税法の規定による相続税の課税対象になるため、市・県民税は課税されません。

◎退職所得に係る市・県民税額の算出方法

市・県民税額 = 退職所得の金額① × 税率② ※市・県民税額は100円未満切捨てます。

①退職所得の求め方(所得税の計算と同じ)

A.勤続5年以下の役員等に支払われる退職手当等

退職所得の金額 = 退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
※1,000 円未満の端数を切り捨てます。

B.勤続5年以下の人(役員等以外)に支払われる退職手当等

●退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
※1,000 円未満の端数を切り捨てます。

●退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

退職所得の金額 = 150万円 + {退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}
※1,000 円未満の端数を切り捨てます。

C.上記(AとB)以外の人に対して支払われる退職手当等

退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
※1,000 円未満の端数を切り捨てます。

・退職所得控除額の求め方

勤続年数	退職所得控除額
イ.20 年以下の場合	40 万円×勤続年数(80 万円に満たない場合は 80 万円)
ロ.20 年超の場合	800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)
ハ.障害退職の場合	イ又はロによる計算+100 万円

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切上げます。

②退職所得の分離課税に係る所得割の税率

市民税…6% 県民税…4%

書類等について

※次の1～3の書類は複写して使用してください。ホームページからもダウンロードできます。

地方税関係書類における押印義務の見直しにより、届出書類への押印は不要です。

1 給与所得者異動届出書

退職・転勤等で給与所得者に異動が生じた場合は、**必ず提出してください。**

記入方法については、5～6ページの異動届出書記入例をご覧ください。

2 特別徴収切替届出(依頼)書

年度の途中で就職した納税義務者がいる場合等、普通徴収から特別徴収に切替える際に提出してください。

7ページの「納税義務者を年度の途中で普通徴収から特別徴収に切替える場合」をご覧ください。

3 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

移転、合併等により特別徴収義務者(事業所)の所在地、名称の変更があった際に提出してください。

4 ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書 ※ホームページからダウンロードできません。切り離してこのまま使用してください。

次の地域以外のゆうちょ銀行(郵便局)で納める際に使用してください。

【神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県】

詳細は、1ページの「納める方法・ところ」の「ゆうちょ銀行(郵便局)」欄をご覧ください。

【電子申告・電子納税の eLTAX(エルタックス)ではインターネット上で手続きができます】

eLTAX は、電子申告だけでなく電子納税や電子申請・届出に対応しております。

また、特徴税額通知データを引き継いで電子納税することもできます。

eLTAX で利用可能な主な手続き(個人市民税・県民税・森林環境税関係)	利用方法(動画)
- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 - 特別徴収切替届出(依頼)、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出 - 地方税共通納税システムによる電子納税 (詳細ホームページ) https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/tetuduki/	https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/